

3/29 朝・夕
朝日 毎日 読売
西日本 日経

と、地方税法は固定資産税の評価に対する異議申し出があつた場合、30日以内に審査の決定をしなければならないと規定しているが、2カ月から半年以上もかかった例が29件あつた。

市税の徴収事務違反を5件指摘

北九州市の監査人

北九州市の包括外部監査人を務める広瀬隆明公認会計士は、2010年度の監査結果を市に報告した。09年度の市税の賦課・徴収事務が監査対象で、法令や規則違反を5件指摘し、事務の改善を求める意見を31件挙げた。

報告は15日付。それによる

徴収する必要がある市税のうち実際に徴収した割合を示す収入率は96・1%で、全国の政令指定市で4番目に高かつたが、市税千円を徴収するのにかかった費用は24・5円で3番目に高コストとなつていた。「収入率が北九州市と同等でも、徴税費は下回っている所もある。他都市のノウハウ研究が必要ではないか」と提言した。（山根久美子）